



厚生労働省山口労働局発表  
令和5年10月13日(金)

担 当	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室		
	室長補佐	大塚 智	
	賃金指導官	吉富 雄治	
	電 話	083-995-0372	

報道関係者各位

## 山口県特定(産業別)最低賃金の引上げを答申

特定最低賃金(4業種)の時間額を38円~51円引上げ  
鉄鋼に続き、輸送も時間額で1,000円を上回る金額に

山口地方最低賃金審議会(会長 小林 友則)は、山口労働局長(名田 裕)に対し、山口県特定(産業別)最低賃金の4業種(鉄鋼、電気、輸送、百貨店)を下記のとおり改正する旨の答申を行いました。

山口労働局長は、この答申を受けて、異議申出に関する手続を経て、山口県特定(産業別)最低賃金を改正決定することになります。改正額の効力発生日は、令和5年12月15日となる予定です。

山口労働局では、改定された最低賃金が確実に順守されるよう、周知・広報に取り組むとともに、中小企業・小規模事業者の皆様へ、業務改善助成金等の賃金の引上げに向けた環境整備を図るための支援施策を推進してまいります。

### 記

山口県特定(産業別)最低賃金 (4業種)	現行 時間額	答申時間額 (引上げ額)	引上率	効力発生 予定日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素 形材製造業最低賃金	1,024 円	1,064 円 (40 円)	3.9%	令和5年 12月15日
山口県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造 業最低賃金	948 円	986 円 (38 円)	4.0%	
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	985 円	1,036 円 (51 円)	5.2%	
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	907 円	948 円 (41 円)	4.5%	
(参考)山口県最低賃金	928 円			令和5年 10月1日 発効済